

| | | |
|-----------------------|---|---|
| <p>M1-107 □□□</p> | <p>【中国／模倣品の救済ルート】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 中国において、模倣品を発見した場合の救済ルートには主に行政ルートと司法ルートがあるが、一般的に行政ルートの方が司法ルートと比べて対応スピードが早く、手続は簡単、代理人費用は高く、処罰は軽い。</p> | <p>不適切である。代理人費用は総じて、行政ルートの方が安い。</p> |
| <p>M1-108 □□□</p> | <p>【中国／模倣品対策における代理人】</p> <p>中国において、模倣品を発見した当局に対する摘発を申立てる際の代理人は、どの知的財産権の侵害かによって異なる。商標権侵害の場合は(①)である。商標権(②)である。著作権侵害については(③)である。営業秘密、商号、産地詐称については(④)である。</p> | <p style="text-align: center; font-size: 48px; font-weight: bold; background-color: #cccccc;">SAMPLE</p> |
| <p>M1-109 □□□</p> | <p>【中国／税関登録】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 中国において、税関登録する場合には、差し押さえを請求する可能性のある各地を管轄する税関ごとに申請手続をしなければならない。</p> | <p>不適切である。 税関登録の提出先は、税関総署で、ここに登録すれば中国各地の税関に情報が提供される。 なお、侵害品を検査するのはあくまでも各地の税関の職員であるため、侵害品の発見の効果を高めるためには税関セミナーを行うなどの努力が求められる。</p> |
| <p>M1-110 □□□</p> | <p>【中国／税関登録(特許権の登録)】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 中国では、商標権、著作権については税関登録が可能だが、特許権については実用新案特許と意匠特許のみが税関登録可能となっている。</p> | <p>不適切である。 発明特許も税関登録することが可能である。</p> |
| <p>M1-111 □□□</p> | <p>【中国／税関登録】</p> <p>中国において、税関登録が可能な知的財産権を挙げよ。</p> | <p>特許権、商標権、著作権。 * 税関登録の提出先は税関総署である。税関総署1ヶ所で登録すれば、全国の税関に情報が流される。</p> |
| <p>M1-112 □□□</p> | <p>【中国／税関差止(担保金)】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 中国において、権利侵害が税関により認められた場合には、差止のための諸経費は侵害者による負担となるため、事前に納付した担保金は全額返還される。</p> | <p>不適切である。 担保金から諸経費が差し引かれ、残額が返金される。これによる特許権者の損失を補てんするためには損害賠償として侵害者に請求することになる。</p> |